

「家具転倒防止器具」の設置を補助

●問合せ 防災課 内線 207

地震による家具の転倒で、ケガをしたり、逃げ道を塞ぐ場合があります。「家具転倒防止器具」で家具を固定すれば、命を守ることができます。本町では、「家具転倒防止器具」の設置補助を行っています。

■対象者と費用

高齢者等世帯 家具5台までを1,000円で固定します

次のいずれかに当てはまる方(ただし、グループホーム等の施設入居者を除く)

- ・65歳以上の方のみの世帯
- ・障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯

一般世帯 家具3台までを5,000円で固定します

- ・高齢者世帯等以外の方

【対象家具】

タンス、書棚、食器棚、冷蔵庫等
※電化製品(冷蔵庫以外)、仏壇は対象外

【設置場所】

寝室、居間、台所(ダイニングキッチンを含む)
※壁、柱、家具等に直接穴をあけ、ネジ止めして取付

【施工業者】

美浜町商工会登録業者
①荒井建築 ②岩本建築 ③江本建築 ④加藤業務店
⑤キシオカ ⑥畠建築 ⑦平野建築 ⑧広沢建設
⑨森山建築

【申込方法】

いずれかの方法で申込できます。
①防災課窓口で申込 ②郵送による申込 ③電話による申込



▲「家具転倒防止器具」で固定した家具



▲家具転倒防止器具

ブロック塀等の除去を補助します

●問合せ 防災課 内線 207

災害時、ブロック塀が崩れると、人が下敷きになる危険があります。また、倒壊したブロック塀が道路を塞ぐと、1分1秒を争う避難に遅れが生じます。災害時の安全を確保するため、本町ではブロック塀等を高さ50センチ以下にする工事に対して、補助を行います。

■補助対象者(いずれにも該当する方)

- ・道路に接する町内のブロック塀等(高さ50センチ以上)を除去する方
- ・ブロック塀等の所有者または管理者の方
- ・町税を滞納していない方

■補助金額(いずれかの少ない金額)

- ・ブロック塀等の除去費用×2分の1
 - ・除去するブロック塀等1mあたり1万円×2分の1
- ※1,000円未満の端数は、切り捨てて計算します。